平成２４年度第８回清須市農業委員会議事録

召集年月日　平成２４年１０月１９日（金）　午後２時
召 集 場 所　清須市役所本庁舎３階 大会議室
開　　会　平成２４年１０月１９日（金）　午後２時
出 席 委 員　１９名

１．渡辺秋郷	２．大橋　浩	３．石田紀與	４．早川勝義
５．浅井尊弘	６．安田武雄	７．瀬尾久善	８．浅野佳伸
９．成瀬恒雄	１０．三宅正恭	１１．日下部錠一	１２．石黒鉱俊
１３．川崎良一	１４．小﨑　進	１５．小崎崇徳	１６．星野國雄
１７．加藤頌茲	１８．星野　満	１９．櫻井紀彦	

本会議に職務のために出席した者の氏名
　　事務局長　　寺井秀樹
　　主　　事　　島津行康・山田悠二・山口勝敏・寺前俊孝

議 事 日 程　１．開会のことば
　　２．農地転用等について
　　３．その他

事　務　局　　只今より平成２４年度第８回清須市農業委員会を開催させていただきます。最初に会長より開会のことばをお願いします。

会　　長　　こんにちは。
　収穫の秋を迎え、稲刈を始め農作業が忙しい時期です。日暮れもめっきり早くなり、夜になると急に気温が下がっていく季節ですので、委員の皆さんには体調管理に、十分注意してください。
　では、改めまして只今から、平成２４年度第８回清須市農業委員会を開催いたします。
　本日の出席議員は１９名で、全員であり、定足数に達していることをご報告いたします。
　次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、６番　安田武雄委員と１５番　小崎崇徳委員にお願いしたいと思います。
　ご異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり。

会　　長　　それでは、本日の議事日程（２）農地転用等についてへ進みます。
　議案第１５号　農地法第３条による許可申請の２件に入ります。
　この議案について、事務局に説明を求めます。

事　務　局　　はい、会長。
　それでは､議案第１５号農地法第３条の許可申請についてご説明します。

受付番号１１番　譲渡人　●●●●様　譲受人　●●●●様とし、清須市●●●●●番●　登記、現況とも畑　４０２㎡　もう一筆、清須市●●●●●●　登記、現況とも田　１６９㎡を農地法３条による所有権移転の許可申請となっています。

譲渡人　●●様につきましては、高齢であるため、ここ近年、農業に従事することが困難となっている状況であり、そこに、岩倉市の農家台帳にて確認しますところの経営面積が現在、約７，７００㎡を耕作する長戸様が加藤様の土地を所有権移転し耕作するための申請内容となっています。

もう１件について説明させていただきます。

受付番号１２番　譲渡人　●●●●様　譲受人　●●●●●●会社様としました　清須市春日●●●●●番　登記、現況とも畑　４０４㎡における３条による賃借権設定の許可申請となっています。

譲渡人　●●様は、高齢であるため、十分な耕作ができないという状況であることや、譲受人となる●●●●●●会社様、春日地区内で幾度となく許可申請が申請されていて、今回もこれまで同様に、ほうれん草を中心とした栽培を実施することを目的とした農業経営拡大のための申請となっています。

以上で説明を終わります。

会　　長　事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。

地元の委員さん何かありませんか。

加藤委員　１１番については、私の担当する地区となりますが、今回の申請に対して何ら問題はありません。

星野委員　１２番についても、問題はありません。

会　　長　その他、ご意見等ありませんか。

渡辺委員　１１番について、議案書に経営面積が反映されていませんがどうしてですか。

事務局　はい、会長。

清須市においての現在の下限面積は２反となっています。

それを超えての耕作をしていない場合、農地法第３条の申請はできないとなっています。

しかし、今回のような申請の場合、他市町での耕作状況や、申請内容を確認するため、該当する市町での農家台帳の添付を義務づけしています。その農家台帳にて、今回は７，０００㎡あまりの耕作を実施していることが確認取れておりますが、清須市においては、今回がはじめての申請となっていますし、農業経営が始まっている訳ではないので、本日の議案上の

経営面積は０となっています。

渡 辺 委 員　　あくまでも、ここは清須市での経営面積が記入されるのですか。

事　務　局　　いいえ、清須市だけとは限っていません。しかし、今回が初めての申請であり、許可されているわけではありませんので、清須市の農家台帳に搭載することができないためこのような状況となっています。

会　　長　　他に何かご意見等ありませんか。
　なければ、この案件について、当農業委員会として承認することとして、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

会　　長　　ありがとうございます。
　では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。
　続いて、【議案第１６号】相続税の納税猶予に関する適格者証明１件について、事務局に説明を求めます。

事　務　局　　はい、会長。
　議案第１６号　相続税の納税猶予に関する適格者証明についてです。
　租税特別措置法第７０条の６第１項の規定による相続税の納税猶予に対する適格者に該当する証明の申請が出されました。資料をご覧ください。
　番号４について、春日●に在住の被相続人死亡により平成２４年２月１２日に相続が発生しました。相続人は奥さんで、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、春日●●●●番、地目が田、面積１６６㎡、同じく春日●●●●●番、地目が田、面積１，８３０㎡、同じく春日●●●●●番、地目が田、面積２５４㎡、同じく春日●●●●●番、地目が畑、面積５０４㎡、同じく春日●●●●●番、地目が畑、面積３３３㎡、の５筆です。
　納税猶予の適用条件であります、租税特別措置法第７０条の６第１項並びに租税特別措置法施行令第４０条の７第１項第２項の規定を被相続人、相続人とも満たし農業経営が行われている状況です。
　以上です。

会　　長　　事務局の説明が終わりました。
　この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。地元の委員さん何かありませんか。

加 藤 委 員　　別段の意見はございません。

会　　長　　他に何かご意見等ありませんか。
　なければ、この案件について、当農業委員会として承認することとしてよろしゅうございますか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

会　　長　　ありがとうございます。
　では、この案件について承認することいたします。

会　　長　　続きまして、【議案第１７ 号】「人・農地プラン」の策定について　に移ります。
　事務局に説明を求めます。

事　務　局　　はい、会長。
　それでは、【議案第１７ 号】「人・農地プラン」の策定について説明します。
　こちらについては、８月の農業委員会の席では、本日、示させていただいたような計画を策定していきますということと、耕作放棄地対策並びに農地バンク制度を活用した新規就農が一場地区におみえになり、利用権設定についての承認と若干の説明はさせていただきました。
　このような経過を受けて本市では、新規就農の農業者に対して、国、県が５年間の支援をするといった政策を活用するため、対象地区とした一場地区の農地の耕作放棄地を少しでも解消し、抑制することを目的としてこのプランを策定することとしました。
　また、一場地区の今後の中心となる経営体として、新規就農の●●様、農業委員の●●様、名古屋市西区で認定農業者の資格を取得されている●●様の３名様を中心となる経営体として、一場地区において今後の農地をどうにかしたいという話があった場合、この方々を優先として農地を農地として利用していくということを進めていく計画としています。
　この計画は、あくまでも一場地区の５年後を考えた計画となっていますので、２９年度を最終年度としたものとし、中心となる経営体の方々については、耕作面積を拡大するといった計画となっています。
　その他の計画内容は、お示ししました計画書に記載させていただいていますが、３番の今後の地域のあり方については、農地バンク等を実施するなかで、どこの農業者世帯を見ても、次の担い手がいないので、次の担い手となる方を確保するため、今後も継続して、新規就農の促進を清須市としても力を入れて行きたいと考えています。
　別紙については、先ほど中心となる経営体としてお示しした方の耕作状況を示させていただいており、その次のＡ３の地図については、耕作地を色別で表示してあります。
　このプランについては、この一場地区だけが対象かと言う話になりますが、今回、新規就農者がこの地区にあったということと、市の農地バンク制度の登録農地が農振農用地であるため、農振農用地を抱えるため一場地

区となっておりますが、今後、新規就農を含めて、農業経営規模の拡大を目的とする農業者が現れた場合等はプランを見直さなければならない案件であれば、プラン自体は随時更新可能となっておりますので、案件に合わせたプランに更新して行きたいと考えています。
　また、国、県は、市全域でのプラン策定にも問題はないといった内容のことも言っていますので、状況に合わせていきたいとも考えています。
　なお、今後について、このプランに対して、地元の一場地区から意見をいただき、今年の１２月に正式にプランを立ち上げたいと思っていますのでよろしくお願いします。

会　　長　　事務局の説明が終わりました。
　この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。

日下部委員　　西区の●●さんについては、どのような状況ですか。

事　務　局　　●●様については、市内の圃場とともに名古屋市西区の認定農業者とお話しましたが、自宅が西区にあり、自宅付近にハウスがあり、そちらで花きを栽培しています。また、この件で話をする中で、一場の地区でも農地があれば、栽培をやりたいとの希望を受けてのものとなっています。
　このプランを策定するにあっては、それぞれの方と話し合いをさせていただきこのようなプランとさせていただいています。

会　　長　　その他意見はございませんか。
　なければ、この案件について、当農業委員会として承認することとしてよろしゅうございますか。

　「異議なし」の声あり

会　　長　　ありがとうございます。
　では、この案件について承認することいたします。

会　　長　　続いて報告案件に進みます。
　報告第２９号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出１件に入ります。
　読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。
　番号１９番　西枇杷島町●●●●●●●番●●、登記は田　現況は宅地、面積は２１７㎡、転用目的は建物敷地です。
　こちらにつきましては、始末書がついておりますが、地元の委員さんよろしいでしょうか。

大 橋 委 員　　問題ありません。

会　　長　以上の件について、何か質問等ありませんか。
　質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。
　続いて、報告第３０号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出７件に入ります。
　順に読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。
　番号７２番　西枇杷島町●●●●番●、登記は田　現況は雑種地、面積は１８１㎡、転用目的は一時転用における資材置場です。
　こちらにつきましては、始末書がついておりますが、地元の委員さんよろしいでしょうか。

渡辺委員　問題ありません。

会　　長　番号７３番　土田●●●●番●●、登記 現況とも畑、面積７７㎡、転用目的は一般個人住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

石黒委員　問題ありません。

会　　長　番号７４番　西枇杷島町●●●●●●●●番●、登記 現況とも田、面積は６１６㎡、転用目的は一般個人住宅です。
　地元の委員さんよろしいでしょうか。

渡辺委員　問題ありません。

会　　長　番号７５番　上条●●●●番●●、登記は畑、現況は雑種地、面積１８８㎡、転用目的は一般個人住宅です。
　こちらにつきましては、始末書がついておりますが、地元の委員さんよろしいでしょうか。

川崎委員　問題ありません。

会　　長　番号７６番　清洲●●●●●番●、登記は田、現況は雑種地、面積３７２㎡、転用目的は一般個人住宅です。
　こちらにつきましては、始末書がついておりますが、地元の委員さんよろしいでしょうか。

日下部委員　問題ありません。

会　　長　番号７７番　西枇杷島町●●●●●●●番●、●番●●、ともに登記は畑、現況は雑種地、合計面積７０６㎡、転用目的は露天駐車場です。
　この案件については、所有者●●●●様の農地法第４条第１項第７号の

規定による届出も兼ねています。
　こちらにつきましては、始末書がついておりますが、地元の委員さんよろしいでしょうか。

渡 辺 委 員　　問題ありません。

会　　長　　番号７８番　桃栄●●●●●●番●、登記は田、現況は宅地、面積１１２㎡、転用目的は一般個人住宅です。
　こちらにつきましては、経緯書が提出されておりますが、地元の委員さんよろしいでしょうか。

安 田 委 員　　問題ありません。

会　　長　　以上の件について、何か質問等ありませんか。

「異議なし」の声あり

会　　長　　質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。
　続いて、報告第３１号　農地法第１８条第６項の規定による届出１件に入ります。
　読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。
　番号１１番　春日●●●●番　合意解約となっています。
　地元委員さん、何かありませんか。

櫻 井 委 員　　問題ありません。

会　　長　　他に質問等がなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。

「異議なし」の声あり

会　　長　　続いて、報告第３２号　農地パトロールについてに移ります。
　事務局、説明をお願いします。

事　務　局　　はい、会長
　それでは､報告第３２号　農地パトロールについてご説明申し上げます。先月の農業委員会で報告させていただきましたが、予定どおりの１１月８日木曜日に実施させていただき、本日は、その際の班編成、集合場所を記載させていただきましたものをお示しさせていただいておりますのでよろしくお願いします。
　資料にも記載していますが、一日日程で実施すると言うことで、午前の

部が午前９時、午後の部が午後１時３０分にそれぞれの場所に集合していただき、先月の農業委員会でご説明したとおりの内容にてパトロールを実施していただくこととなりますが、市内の農用地、農業振興地域、調整区域に重点をおいて実施していただきたいと思います。

また、判断基準についても、今月、改めて準備させていただいています判断基準表を参考とし、あと、パトロール当日までに地図も準備させていただきます。その地図には、昨年度実施した際の結果を明記したものとなっておりその地図を持っていただき、パトロールをしていただく予定でいます。

なぜなら、国、県の示している実施方法でも、２年目以降は、昨年度の状況と比較しながら行ってくださいとなっていますので､それにならって、清須市においてもそのような形で行っていきたいと思います。

日程調整についても、先月の農業委員会以降に申出のありました方の分については、調整をさせていただき、編成させていただいていますのでご了承ください。

この時間で都合の悪い方がみえれば、後ほどで結構ですので、事務局のほうへご連絡をください。また、時間調整で担当地区外の所でパトロールを行っていただく方も見えますが、農業委員全体で実施するということとしていますので、ご協力いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

会　　長　　事務局の説明が終わりました。

日程等が示されていますが、８日の農地パトロールについて、ご意見等があればお伺いいたします。

意見等が無ければ、委員の皆さんよろしくお願いします。

次の報告案件に移ります。

続いて、【報告第３３号】「都市農業に関する意向調査」の協力についてに移ります。

この報告につきまして、事務局へ説明を求めます。

事　務　局　　はい、会長

こちらについては、１０月９日付けで愛知県農業会議の会長名で送付されてきた文書をデータ化したことで小さくなり、見にくくなっておりますが、報告第３３号「都市農業に関する意向調査」の協力についての資料をお願いします。

実際の依頼内容については、３枚目左肩の別紙１と記載されているもの以降が対象となります。

これは、全国の農家の方を対象にアンケートを実施するもので、清須市においては、６０部が割当となっており、そのものを各農業委員さんに平等に割当させていただきました。各農業委員さんには、お手元の白封筒の中にアンケート用紙、返信用封筒を入れさせていただいています。

ただし、平等に分けた場合でも３部が残るわけですが、残った３部につ

いては、大変申し訳ありません、会長と土田、上条地区には１部上乗せし、４部とさせていただき、清須市として依頼の６０部とさせていただいています。

調査対象となるのは、市街化区域農地を保有する農家が対象となっていますが、担当地区においては、市街化農地をお持ちでない農家さんばかりの地区もあろうかとおもいますのでこの地区については、この会議後、改めて調整させていただきますので申し出ていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

また、配布先については、自分が市街化農地をお持ちであれば、自分を含めて３名ないし４名、自分以外は友達、ご近所の農家さんにお願いしていただき、アンケート後は返信用の封筒に入れて直接投函していただくこととなります。そのため、アンケートをお願いしていただくときには、アンケート用紙とともに封筒を一緒にお渡しください。配布した農業委員の方が、取りまとめることはありませんのでご注意ください。

なお、このアンケートは１１月９日までに投函していただくこととなっていますので、帰られた後、それぞれで依頼していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

会　　長　　事務局の説明が終わりました。
この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。

加藤委員　　農地の所有面積の制限はあるのか。

事務局　　市街化農地をお持ちであれば制限等はないようなので、市街化農地を所有する方に依頼してください。

会　　長　　その他意見はありませんか。
なければ、この案件について、農業委員の皆さんにおいては配布とアンケート実施の依頼をお願いします。
それでは、（３）その他についてに移ります。事務局何かありますか。

事務局　　はい、会長。
本日、机上配布させていただきました資料のうち、Ａ４の２枚が一つとなっています資料をお願いします。
こちらは、１０月１８日付けの文書で「生産緑地の斡旋について」となっています。
地図を添付してありますが、この場所についての斡旋がありました。
継続して耕作する希望のある方がお見えになれば、来月の農業委員会の席で結構ですので申し出ていただきたいともいますので、地区でのご確認をお願いします。
申出があった場合、農業委員会として取りまとめ、担当課の都市計画課へ報告しますのでよろしくお願いします。

続いては、先月の農業委員会から持ち越しとさせていただいておりました、「大規模分家の関係」について、補足となりますがご説明します。

分家と言うことでの転用は、問題ないと確認いただいていますが、今回は、「大規模分家」となる根拠をＡ４の用紙１枚「愛知県開発審査会基準（抜粋）」の７号として提出しています。持越しとなっていたこの件は「既存集落内でのやむを得ない自己用住宅」に該当すると言うことでその資料となってます。分家の取扱いについては、いろいろ調べる中で、考えられる分家住宅の要件としては「本家たるものの三親等以内の血族であること。もう一つが、本人又は、本人の親が市街化町調整区域決定前、線引き前よりそこに本家たるものと居住していたこと」とでありますが、今回は、実際に建設される方は、お孫さんでありますが、その方の親が線引き前より調整区域内に居住していたため、その分家たる自己用住宅扱いとなるためであります。

また、購入については、農地区分については、第三種農地であるため、転用も可能であること、開発審査化基準もクリアされていることから、新たな権利設定として、所有権移転による農地転用であるものです。

続いて、櫻井委員より発言の場を欲しいと求められておりますのでよろしくお願いします。

櫻 井 委 員　少しお時間をいただきお話を申し上げたいと思います。
私の担当する地区の現状について提案と言うか、要望について話をしたいと思います。

私の担当する地区は、旧春日町と旧清洲町との境の農地のほぼ全体が農業振興地域となる場所が私の担当する地区となっています。

どこの地区も同じような状況だと思いますが、農業者の高齢化、後継者不足、農地の耕作放棄地が最近、目立ってきています。

また、農地についても、さきほど申し上げたとおり農業振興地域であるため、容易に転用もできない状況であります。今回、お時間をいただきお話しているのは、このような地区が市内に存在するということと、この地区を何とか発展させるための動きがないかということを知っていただきたかったためです。

石 田 委 員　こちらの地区も、そのようなことを言われると同じような状況でありますので、こっちの地区に対しても同じように考えていただきたいと考えます。

事　務　局　櫻井委員の意見に対して、若干の補足させていただきます。

この地区については、調整区域、そして、その中でも農業振興地域となりますが、青地の農用地区域ではありません。

しかし、さきほど櫻井委員も言われましたが、簡単に開発ができるような地区ではありませんが、部分的に転用が進み、虫食い状況にはなっています。しかし、このような状況の中で農業をを行っている方も見えますが、お年を取られた方ばかりで、農業の継続は厳しい状況であります。

この状況のため、何か開発ができるのかと言うこととなりますが、この地区については、農業振興地域でありますし、朝日遺跡の埋蔵文化財の指定を受けている地域でもありますので、開発するに当たってもそれなりの費用と時間がかかるということとなります。

また、雨水についても、低い土地となっており水が溜まりやすい地区でもあります。櫻井委員このような状況と言うことでよろしいでしょうか。

櫻井委員　はい、結構です。

加藤委員　これは、農業委員会でどうだということで結論が出るようなものではなく、市として、都市計画課が今後どのように考えていくかが基本となってくるものだと思います。市の計画が街づくりがされていくかにかかわっていくものと考えます。

今回の問題は、市内のどこの地区でも調整区域を抱えているところであれば問題となることであると思います。逆線引きも１０年ごとに見直すこととなっていますが、現実はなかなか難しい問題となっています。

これは、農業委員会の意見としてではなく、市の計画として今後どのように捉えていくかを示していただきたいと思います。これは、私の要望として示させていただきます。

石田委員　阿原地区においては、市街化に向けての要望が５５％以上になればと言うことでアンケートも実施しましたが、その後何にも回答がない。

事務局長　はい、会長

加藤委員からの問題提起について、これは、大変難しい問題として考えております。

先ほどの櫻井委員からのお話にもありましたが、農業者の高齢化、後継者不足は感じております。

また、農業委員会の事務局でもありますが、産業課でもありますので、企業誘致等も行っている部署でございます。

しかし、何度か開発に関連した案件の相談、紹介はあり、話し合いはしているものの埋蔵文化財の保存地であること、土地の値段の問題等により話題が上がっては消えるという状況であります。

また、先ほどのアンケートの件については、都市マスタープランに関連したアンケートであると思いますが、市が計画を作成しても、それを認めるのは県等との協議によるものでありますので、なかなか所有者の意見を受け入れれる状況へ進行しないというのが現状でございます。ですので、今回の問題については、農業委員会というよりも都市計画よりの問題であると思われます。

また、櫻井委員から発言のあった土地は、今、話をしました都市計画マスタープランでは、工業化を検討する土地との位置づけはあるものの、調整区域を市街化へ編入するのはいろいろな制約、制度改革等を実施しなければならないもので、並大抵のものではないものですので、そう簡単には

できないということは知っていただければと思いますのでよろしくお願いします。

櫻井委員　わかりました。貴重な時間をいただきありがとうございました。

会　　長　その他、よろしいですか。
その他、意見等もないようですので、次回の開催について確認します。
平成２４年１１月２０日、火曜日、午後２時から、場所は、清須市役所本庁舎３階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。
以上で、平成２４年度第８回農業委員会を閉会します。

―終了時刻午後２時５０分―

会　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

６番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１５番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿